

Title	鈴木讓一 市川久仁共著 損害保険経営論
Sub Title	
Author	庭田, 範秋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.1 (1956. 1) ,p.68(68)- 72(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19560101-0068
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560101-0068">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560101-0068</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

だ(同上)という、正しい反省・不満から考へだされたものではあるが、石渡氏が「封建制が強いから富農がたちまち寄生化してゆくのではなく、寄生化が有利である物質的構造(生産力構造)のゆえに、封建制が異常に強いものとしてあらわれるのである(同上)」というとき、生産力論的偏向に陥つているといわざるをえない。蓋し、そのような「生産力構造」自体がまた生産關係によつて規定されたものであつたからである。生産力は生産様式の一面にすぎない。石渡氏の論理では、すべてが「生産力構造」に規定され、しかも、その「生産力構造」たるや「土地生産力」水準にほかならなかつた(二一頁以下をみよ)のであるから、地理的條件によつて生産諸關係が説明されてしまうことになり、生産力の根源たる人間の「運動的かつ革命的な」役割(經濟評論、一九五五年九月號の拙稿参照)が見失われてしまうこととなる。

ところで、全體的に土地生産力の低い東南アジアに寄生地主化が支配的となつた理由を「生活水準の低いこと、その結果小作量率も高い……」ため、結局日本の場合と同様な寄生地主成立の關係ができ上る。これに反し、ヨーロッパでは、土地生産力が低い上に、農民の生活水準が高いので、……アジアとは逆の方向をとらざるをえなかつたものと考へられる(二四二頁)と説明し、土地生産力の他に、生活水準なるファクターを導入せざるをえなかつたことは、氏の「生産力構造」理論の破綻を示すものといわなければならない。

その他なお多くの承服しえない諸點の存するところであるが、とにかく本書は、じゆうらいとりあげられてきた論争的諸問題に對して懼れることなく積極的な見解を展開されている點で敬意を表すべ

きものであり、本書への批判者は、本書でとりあげられた諸問題に對する自己の積極的な見解をもつことを要請される。その意味において、「多くの大膽な問題提供」(序、二頁)をされた本書は、「討議資料を提供する」という所期の目的を達しているものと言えよう。(A5判、二八二頁、有斐閣、昭和三十年六月三十日、定價三九〇圓) (常盤 政治)

鈴木 讓一 共著  
市川 久 仁  
『損害保險經營論』

わが國の商法は、保險を損害保險と生命保險とに分類し、損害保險に關する總則において、商法第六二九條「定義」損害保險契約ハ當事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス。」生命保險に關しては同じく第六七三條「定義」生命保險契約ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ關シ一定ノ金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス。」と規定している。保險(Insurance, assurance, Versicherung, Assekuranz)を損害保險と生命保險とに分類することには、既に疑問の持たれているところであるが、上述の商法の規定に基づいてここに兩保險を定義するならば、「損害保險とは、當事者の一方すなわち保險者が、偶然

な一定の事故(保險事故)によつて生ずることあるべき損害を填補することを約し、相手方すなわち保險契約者がこれにその報酬(保險料)を與えることを約する保險」、「生命保險とは、當時者の一方すなわち保險者が、相手方すなわち保險契約者または第三者の生死に關し一定の金額を支拂うべきことを約し、相手方がこれにその報酬を與えることを約する保險」と云うことになる。

ドイツの一九〇八年の保險契約法およびフランスの一九三〇年の保險契約法では、保險を損害保險(Schadensversicherung)と人保險(Personenversicherung)とに二分し、後者に生命保險(Lebensversicherung)・傷害保險(Unfallversicherung)等を含めている。アメリカでは各州の保險法は、保險を生命保險(Life insurance)・火災保險(Fire insurance)と海上保險(Marine insurance)および災害保險(Casualty insurance)と分けていて、大體において生命、火災、海上の三保險以外の身體の傷害または財産の損害に對する保險が災害保險の中に入れられている。つまり保險を損害保險と生命保險とに分ける方式はわが國商法の特長であつて、この場合損害保險は(生命保險以外の保險)(non-life insurance)を指すものと通常は解されている。

(註1) 國家試験研究叢書⑩「保險・海商法」問題二八。  
(註2) 岡 乾治氏「保險學」(一一二—一二三)「損害保險は、事件によつて惹き起された影響を評價し、それに従つた量額の保險給付を行う保險である」。印南博吉氏「總説」(七頁)(損害保險實務講座 第一卷 損害保險總論 東京海上火災保險企畫室編

集)「損害保險とは、一定の偶然事實に因る損害を填補するための經濟準備の方法として、多數の經濟體が結合し、その偶然率に従つて公平な負擔を行なう經濟施設である」。これらは保險經濟學者による損害保險の定義である。

さて損害保險の經營に關する書物としては、古くは葛城照三氏の「損害保險經營論」(昭和十五年十二月廿九日、有光社)、最近では損害保險實務講座 第二卷「損害保險經營」(東京海上火災保險企畫室編集、昭和二十九年六月三十日、有斐閣)、そのほか部分的にか、あるいは特殊な問題としてこれに觸れた書物も無くはないが、その數は——生命保險經營のそれに比しても——決して多いものではない。そしてこのことは廣く保險學を法律學の所屬から解放し、統一的にして機能的な保險經濟學の確立の、やはり大きな一障害となつていたが、戦後のわが國においても、生命保險經營と並んで損害保險經營の研究が盛んとなり、この方面の數多の論文が發表され、さらに本書の出現もみられるに至つたのであつて、この點からして本書はまず意義がある。

損害保險は、その對象とするところが殆んど社會萬般にわたり、従來の法律解釋學の制約を受けつつ經濟に敏感に現象し、しかもいわゆる多數の法則を應用した學理的根據の上に仕組まれたものであつて、その學理と實際とが極めて密接に關係していることは他の事業にみられない著しい特色である。學理と實際の研究の兩者いずれをも蔑にはできないが、本書は主として「損害保險事業に關するあらゆる數字的データを基礎として事業經營の現實の形態をとらえ、





問題を營業狀況に限定して考察してみれば、損害保險事業が健全な經營を維持・推進するためには、「(一)適正な損害率を維持すること。(二)經營率を低め、資産収益をもつて人件費、物件費をできるかぎりまかなうこと。(三)現行損害保險制度の質的な進歩改良を圖ること。(四)各社がそれぞれならぬかの營業保險種目に特殊性を見出すこと。」(一一七頁)と明確に指摘し、さらに損害保險企業の靜態分析の最終的な結論として、「(一)運用資産の絶對額の増加と運用方法の適正化を圖る必要がある。(二)責任準備金の積立ないし諸準備金の増加等によつて資本の蓄積を圖る必要がある。」(二七六頁)、動態分析の最終的結論として、「(一)純利益構成の適正化するわち營業外利益を擴大する。(二)そのための必要條件の一つとして利息、配當金収入を擴大することの必要性が指摘される。」(二七六頁)とする本書は、正確な保險學の知識と廣範な經營理論の活用により、數多の資料を基礎とする、損害保險業界の實際・實務の經驗に則した學理研究の成果の結實せるものであつて、數少ないわが國の損害保險經營論の書物と伍して、その價值は極めて高く評價されるであらう。(A5版、二七六頁、付表三八頁、表索引四頁、昭和三十年五月一日、保險研究所、五五〇圓) (庭田 範秋)

家 永 三 郎 著

### 『數奇なる思想家の生涯』

——田岡嶺雲の人と思想——

篇を新聞雜誌の上にのこしたにもかかわらず、歿後はまったく忘れられた文人の域に入つてしまつたのであつた。思想家の運命はかないことかくのごとくであるが、彼は價值のない思想家であつたが故に忘れられたのではなく、反對に彼の價值があまりに高かつたが故に、忘れ去られる條件をつくり出したのであることを看過してはならぬ。なぜならば、彼の代表著作がごとごとく發賣禁止になつたということが、それ自體、彼の筆力のいかに鋭かつたかを物語つてゐるからである」と(五一六頁)。

それならば田岡嶺雲とは、一體どのような人物であつたらうか。

#### 二

田岡嶺雲は明治三年、自由民權運動の發祥地である土佐藩の士族の三男として生れた。もちろん士族といつても、陪臣にすぎずきわめて身分も低かつたから、生活は苦しかつた。しかし家柄において何の誇るべきものをもたない嶺雲の生家には、従つてまた多くの舊家に見られるような貴族的な氣風というものはなかつたようで、比較的自由的な空氣が存していたのかも知れない。彼は、明治時代にその少年時代をおくつた人の常として、小學、國史略、日本外史、十八史略などによつて、漢學の教養を身につけ、幸にも十一、二歳の頃には英語を學ぶ機會に恵まれ、これによつて彼の眼は外へひろくむけられることとなつた。

明治初年の高知といえ、自由民權運動が嵐のようにわきおこつた土地であつた。われわれがすぐ腦裡にうかべる人々は、たとえば植木枝盛であり、板垣退助であり、更にのちに無政府主義者となつ

著者は、この書の冒頭に、「田岡嶺雲は、忘れられた思想家の一人である」と書いて居られるが、まことに嶺雲の名前は、今日のわれわれにはすつかり忘れられて、知る人も少い。明治の時代には著名な評論家として、有能なジャーナリストとして、或はまた思想家として、はなばなしい活躍をした嶺雲は、わずか五十年しかたつていない今日、何故に忘れられてしまつたのだろうか。幸徳秋水や堺利彦と親しく、大町桂月や泉鏡花と交わり、夏目漱石にも知られ、これらの人々とともに、新聞や雜誌に論陣をはつた嶺雲の名は、何故にかくも埋もれてしまつたのだろうか。この理由について、著者はつぎのように云う。「それは、彼の評論が、梅溪のいわゆる『直筆忌憚するところがなく』、またあまりに『霸氣、血氣、客氣が一時に流露して』いたため、時の政治權力者の憎しみを買い、その主要な著書がごとごとく發賣禁止の處分に附せられたためである。いつたい新聞とか雜誌とかに文章を書いていると、多數の世人に讀んでもらえる可能性が多いのであるが、新聞雜誌はおおむねその場かぎりで讀み捨てられて、後に保存されることがほとんどないため、いから名論卓説でも、つぎの時代になると、誰ももう知らないという結果になつてしまふ。これに反し、單行本は、新聞雜誌より發行部數のすつと少いのが普通であるが、それほど價值の高くないものでも、新聞雜誌よりは保存率はすつと高く、従つてつぎの時代以後になつてからも、割合に讀み直される機會に恵まれるものである。不幸にして代表的單行著作をことごとく禁止された嶺雲は、多くの名

た幸徳秋水であらう。わが田岡嶺雲は、このような自由民權運動の闘士たちが、專制主義、絶對主義の明治政府に對して、身命を賭して闘つてゐる姿を眼のあたり見て感激し、彼等の演説會にひそかに出入して、幼い胸をときめかす多感の少年であつた。政治に對する鋭い感覺、社會評論家としてのすぐれた感受性、有能なジャーナリストになつてはならぬ正義感などは、嶺雲が生れながらにしてもつていたものではあるが、その天稟はすでに、この當時からあらわれはじめたと思われる。この著書の題名の示すように、數奇な思想家であつた嶺雲は、多くの紆餘曲折をへて、明治二十七年、東京帝國大學の選科を卒業したが、それより數年前、まだ彼が水産傳習所の學生であつた頃、偉大なキリスト者内村鑑三の講義をきく機會をえた。そして、魚類解剖の講義よりも、「偽善者たるな」という内村の一語を、終生肝に銘じて忘れなかつたといわれる(二五頁)。まことに彼は、生涯を通じて偽君子ではなかつた。俗物ではなかつた。「試みに明治の思想家で、批判的反響的な活動をした人たちを拾つて、その學歴を調べてみると、帝國大學の卒業生などはかえつて探すのに骨の折れるくらいで、たいていは、私學、又は官學でも傍系の學校の卒業生か、そうでなければろくすつば學校らしい學校を出ていない人たちがばかりであつた。二葉亭四迷は帝國大學の卒業生であるか？内田魯庵は帝大を出ているか？北村透谷は？石川啄木は？片山潜は？安部磯雄は？内村鑑三は？山路愛山は？木下尚江は？幸徳秋水は？横山源之助は？こう數えだててくると、文壇に論壇に革新的なしごとをして來た人物が、申し合わせたように帝國大學以外で育つて來た人たちがばかりではないか。帝國大學は半封建

書評及び紹介